

## 概 要

審査請求人（以下「請求人」という。）に発症した疾病は、業務上の事由によるものとは認められないとして、審査請求を棄却した事例

## 要 旨

### 1 事案の概要及び経過

請求人は主にコンプライアンス業務に従事していたが、日常的な長時間労働の下、上司や同僚から担当外の業務を押しつけられ、疲労の蓄積によるストレスの結果、体調不良となり、〇クリニックを受診したところ、「適応障害・不安障害」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

請求人は本件疾病が業務上の事由により発症したものであるとして、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）に療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分を行った。

### 2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

監督署長の判断は誤りであり、不支給決定処分は取り消されなければならない。

### 3 原処分庁の意見

監督署長は、「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針について」に基づき、不支給決定とした理由として要旨、次の意見を述べている。

#### (1) 発症時期について

請求人は I C D - 10 診断ガイドラインに示されている「F 43.2 適応障害」を平成〇年〇月頃に発症したものと認められる。

#### (2) 出来事の心理的負荷の評価

同僚が請求人に対して指揮命令する立場にないにも関わらず、その立場にあるように振る舞っていたことについては、「同僚とのトラブル」（心理的負荷の平均強度は I）に該当するものと判断し、時間外労働を踏まえ、心理的負荷の強度を「II」とした。

#### (3) 出来事に伴う変化を評価する視点

出来事以降の時間外労働をみると、減少傾向にあり、業務内容も質的に困難性を伴うものではなく、請求人が責任を迫られたものではなかったことから、心理的負荷が「特に過重」であったとは認められない。

#### (4) 業務以外の心理的負荷の評価及び個体側要因の評価について

業務以外の出来事及び個体的要因について、特に認められるものはなかった。

#### (5) 結論

以上から、業務による心理的負荷の強度は「II」であり、「特に過重」とは評価できないことから、総合評価は「強」とは認められない。

#### 4 審査官の判断

##### (1) 発症時期について

請求人は I C D - 10 診断ガイドラインに示されている「F 43.2 適応障害」を平成〇年〇月頃に発症していると認められる。

##### (2) 出来事の心理的負荷の評価

同僚が請求人に対して指揮命令する立場にないにも関わらず、その立場にあるように振る舞っていたことについては、「同僚とのトラブル」（心理的負荷の平均強度は I）に該当するものと判断し、同僚の誤った処理により業務量が増加した程度を踏まえ、心理的負荷の強度を「II」とした。

##### (3) 出来事に伴う変化を評価する視点

請求人の時間外労働時間数について、生理的に必要な最小限度の睡眠時間を確保できないほどの長時間労働があったとは認められないことから、心理的負荷が「特に過重」であったとは認められない。

##### (4) 業務以外の心理的負荷の評価及び個体側要因の評価について

業務以外の出来事及び個体的要因について、特に認められるものはなかった。

##### (5) 結論

以上から、業務による心理的負荷の総合評価は「強」とは認められず、また、特別な出来事も認められないことから、業務上の事由によるものと認めることはできない。

したがって、監督署長が請求人に対して行った療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。